

平成筑豊鉄道沿線地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務委託 受託事業者選定要領

1 趣旨

この要領は平成筑豊鉄道沿線地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務に係る提案企画の審査及び受託事業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 選定機関

提案企画の審査及び受託事業者の選定は、平成筑豊鉄道沿線地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務受託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。

3 評価対象項目および配点

評価対象項目および各項目の配点は別添「評価項目表」のとおりとする。

4 評価方法

- (1) 委員会の各委員は提出された企画書を確認し、別添「評価項目表」の項目ごとに、下表に基づいて評価・採点をする。
- (2) 事務局は、全委員の点数を合算し総合得点を算出する。

基準	5 点満点	10 点満点	15 点満点	30 点満点
極めて優れている	5	9～10	13～15	25～30
優れている	4	7～8	10～12	19～24
普通である	3	5～6	7～9	13～18
不十分	2	3～4	4～6	7～12
極めて不十分	0～1	0～2	0～3	0～6

5 選定

- (1) 企画提案書の内容について、委員会を構成する委員毎に「4 評価方法」の配点に基づき採点し、すべての委員の得点が 60 点以上であった者のうち、最も優れた提案を行った事業者を受託事業候補者とし、次に優れた提案を行った事業者を次点候補者として選定する。
- (2) 上記(1)の結果、最高点が複数者あった場合は、委員会の協議により 1 者を受託事業候補者として選定し、次に優れた提案を行った事業者を次点の候補者として選定する。
- (3) 提案事業者が 1 者のみであった場合は、各委員の得点が 60 点以上であることをもって、当該 1 者を受託事業候補者とする。
- (4) 県は、受託事業候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内である場合、当該事業者

を契約の相手方と決定する。